

成年後見制度の種類

法定後見制度

ほとんど判断
できない人

本人は自分が何を
しているのかわからない状況
が続いている。

契約や財産管理を本人の代わり
にしてくれる人がほしい。

後見人

代理権

判断能力が
著しく不十分な人

本人は時々自分の
していることがわからなくなる
時がある。

重大な契約や財産管理を本人の
代わりにしてくれる人、判断の確
認をしてくれる人がほしい。

保佐人

代理権
同意権

判断能力が
不十分な人

本人は最近もの
忘れが多くなってきた。

特定の契約や財産管理について、
本人の判断の手助けをしてくれ
る人がほしい。

補助人

同意権

任意後見制度

現在判断能力が
十分な人

将来、認知症など
になったときの
財産管理などが
心配。

将来認知症にな
ってしまった時、
自分の財産管理
などをしてくれ
る人をあらかじめ
決めておきたい。

任意後見人

契約内容に
基づく

例えば、こんな時のための制度です

- * 悪質商法の被害にあわないか心配・・・
- * 金銭管理や契約などが不安・・・
- * 認知症などで、色々な手続きができなくなったらどうしよう・・・
- * 知的障害の子ども将来が心配・・・



法定後見制度 ～支援までの流れ～

申し立て

家庭裁判所へ申し立てる
必要書類：申立書、申立手数料、登記印紙、郵便切手、診断書、成年後見に関する登記事項証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど

審判手続き

審問

調査

鑑定

- 家事審判官による審理、事情の確認など
- 家庭裁判所調査官による申立人や本人の調査
- 本人の判断能力などの鑑定など

審判、告知・通知

- 成年後見人等の選任、範囲などの決定
場合によっては監督人の選任
監督人とは：後見人の後見活動に対し
監督、助言する監督制度
- 家庭裁判所の決定に不服の場合
14日以内に不服申し立てをすることが可能

登記

不服申し立てがない場合、成年後見登記を行う

支援の開始

成年後見人等が財産管理及び身上監護の支援を行う



申し立て後、約4ヶ月で支援が開始されます。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の低下がみられる方の意思を尊重し、法的に保護・援助する、いわゆる「後見人」を決める制度のことです。

成年後見制度には「すでに判断能力が低下している方のための法定後見制度」と「今後が不安な方のための任意後見制度」があります。

詳細は裏面をご覧ください。

日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、高齢や障害により、判断能力が不十分で日常生活に不安のある方が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障害のある方などの権利擁護を図ることを目的とした事業です。

「自分一人で福祉サービスの利用手続きをすることに不安のある方」や「預貯金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある方」が対象になります。



【支援内容】

■福祉サービスを利用するためのお手伝い

- 福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- 福祉サービス利用での苦情解決制度を利用する手続き など

■普段使うお金の出し入れや支払いについてのお手伝い

計画的にお金を使うことができるようお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料や公共料金の支払い代行
- 年金などの受け取りに必要な手続き など

■大切な書類のお預かり

- 通帳・印鑑・権利証など
- 宝石や株券などお預かりできないものもあります

権利擁護サポートセンターの目的

権利擁護サポートセンターは、認知症、知的障害及び精神障害などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利を損なわれた場合の相談に応じ、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるように支援することを目的とし、成年後見制度の普及啓発等に関する「県央地域成年後見支援事業」及び「日常生活自立支援事業」に取り組んでいます。



お気軽にご相談ください

所在地

〒311-4141 水戸市赤塚1丁目1番地
水戸市福祉ボランティア会館内
電話 029-309-5001
FAX 029-309-5525
E-mail kenriyugo@mito-syakyo.or.jp
ホームページ <http://www.mito-syakyo.or.jp>

地図



(2018.04.01)

権利擁護サポートセンター



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようお手伝いします。

県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が連携して、地域で生活をする方の権利擁護事業の一環として「県央地域成年後見支援事業」に取り組んでおり、水戸市社会福祉協議会が運営しています。

社会福祉法人
水戸市社会福祉協議会